

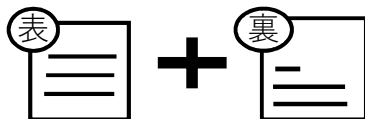
# 介護保険負担限度額認定証を申請される皆様へ

介護保険負担限度額認定証の申請には下記、1～3の書類が必要となります。

※提出いただいた書類に不足があった場合は、市からお手紙を送付しますので、ご確認のうえ返送をお願いいたします。審査は、書類が全てそろってからとなります。

※原則、書類一式が全てそろった月の1日から有効の証となります。

## 1. 申請書 (両面)



・申請書両面にご記入ください。

## 2. 本人 (・ 配偶者) 名義すべての通帳のコピー

- ・生活保護受給中の方は、添付不要です。
- ・配偶者がいる場合(内縁・別世帯含む)は、対象者分に加えて配偶者名義すべての通帳のコピーが必要です。
- ・インターネットバンクで通帳がない場合等は、**金融機関名・名義人・支店名・口座番号、直近2か月間の引出・預入・残高・年金振込**がわかる部分のコピーを添付してください。

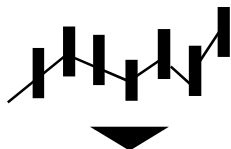
<p>〇〇〇〇銀行</p> <p>口座名義人 〇〇 〇〇</p> <p>支店名 〇〇〇</p> <p>口座番号 〇〇〇〇〇〇</p>	<p>〇〇預金 (△△)</p> <table border="1"><tr><td>〇〇〇〇</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>〇〇年金</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>△△△△</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	〇〇〇〇				〇〇年金				△△△△				<p>定期預金 (△△)</p> <table border="1"><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr></table>			
〇〇〇〇																	
〇〇年金																	
△△△△																	
<p>金融機関名・名義人・支店名・口座番号がわかる見開き部分</p>	<p>直近2か月間の引出・預入・残高・年金振込がわかる部分</p>	<p>定期預金・貯蓄型預金のページがある場合(残高が0円/お取引がないときも)それが確認できる部分</p>															

※ゆうちょ銀行や、総合口座等は多くの場合、普通預金のほかに定期預金、貯蓄型預金等のページがありますので、必ずご確認のうえコピーを添付してください。

## 3. その他の預貯金の書類のコピー (ある場合のみ)

- ・資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なものが対象となります。

- 投資信託や、株式、国債、地方債、社債などの有価証券



銀行、証券会社等の口座残高のコピー  
(ウェブサイトのコピーも可)

- 金・銀(積み立て購入含む)などの時価評価が容易に把握できる貴金属



銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高のコピー  
(ウェブサイトのコピーも可)

- その他現金(タンス預金など)



申請書に金額を記入

※負債(借入金・住宅ローン等)は、預貯金等から差し引いて計算しますので、借用証明書等のコピーを添付してください。

※生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属、絵画、骨董品、家財などは預貯金等には含まれません。